（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第三条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により児童手当法第二十条第一項の規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、第三条第三項第二号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」と、第二十一条の六第一項第三号中「場合を含む。」とあるのは「場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。」と、「同法第二十条第一項第一号」とあるのは「児童手当法第二十条第一項第一号」と、同項第九号ハ中「第八条（同令第十一条において準用する場合」とあるのは「第八条（同令第十一条において準用する場合及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令」という。）第六条の規定により読み替えて適用する場合」と、「同令第九条第二項（同令第十一条において準用する場合」とあるのは「児童手当法施行令第九条第二項（同令第十一条において準用する場合及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第六条第二項において準用する場合」とあるのは「第六条第二項において準用する場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合」と、「その他同法」とあるのは「その他児童手当法及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」と、別紙第四号の四書式中「児童手当期定」とあるのは「児童手当及び子ども手当期定」とする。

（児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第四条　児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により児童手当法第二十条第一項の規定を適用する場合におけるこの省令の適用については、「第八条（施行令第十一条において準用する場合」とあるのは「第八条（施行令第十一条において準用する場合及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令」という。）第六条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第六条第二項において準用する場合」とあるのは「第六条第二項（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する場合」と、「その他同法」とあるのは「その他児童手当法及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」と、「第九条第二項（施行令第十一条において準用する場合」とあるのは「第九条第二項（施行令第十一条において準用する場合及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法施行令第六条の規定により読み替えて適用する場合」と、別紙書式中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、「児童手当期定」とあるのは「児童手当及び子ども手当期定」とする。

附　則

1　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第一号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号、第六条第二項（第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）及び第七条第一項の規定に基づき、工場立地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

工場立地法施行規則の一部を改正する省令

大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

工場立地法施行規則（昭和四十九年運輸省

第三条第一号を次のように改める。

一　樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

第三条第二号中「十平方メートルを超える」を削る。

第六条第二項中「第六号」を「第五号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同項第一号中ハを削り、ニをハとし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から同項第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であつて、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十二条第一項及び第百十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働安全衛生規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第四衛生工学衛生管理者免許の項第一号中「厚生労働大臣の定める講習」を「都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習」に改める。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一章の二　登録安全衛生推進者等養成講習機関（第一条の二―第一条の二の十五）
第一章の三　指定産業医研修機関（第一条の二の十六―第一条の二の三十）
第一章の四　指定産業医実習機関（第一条の二の三十一―第一条の二の四十四）
第一章の五　登録製造時等検査機関（第一条の二の四十五―第一条の十一）」

を

「第一章の二　登録安全衛生推進者等養成講習機関（第一条の二―第一条の二の十五）
第一章の三　登録安全衛生推進者等養成講習機関（第一条の二の二の十六―第一条の二の十五）
第一章の四　指定産業医研修機関（第一条の二の三十一―第一条の二の三十）
第一章の五　指定産業医実習機関（第一条の二の四十四）
第一章の六　登録製造時等検査機関（第一条の二の四十五―第一条の十一）」